

野田市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要
綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 7 月 2 9 日

野田市長 鈴 木 有

野田市告示第 1 8 4 号

野田市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示

野田市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱（平成 3 1 年野田市告示第 1 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 項中「又は人工鼻」を「、人工鼻又はチューブ型包帯」に改める。
別表第 1 に次のように加える。

チューブ型 包帯	皮膚疾患群 に罹患して おり、軽微 な外力によ り水疱やび らんを生じ、 皮膚障がい を起こすこ とがある者	外力から皮膚を保 護できるもの	1 7 0， 5 0 0 円	—
-------------	--	--------------------	----------------	---

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。